

長野市温湯地区温泉利用施設の整備等に関する P F I 事業の事業者選定
審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 温湯地区の温泉を利用した施設を P F I 手法で整備するに当たり、市民サービスの向上と市の財政負担の縮小を図ることのできる最適な事業者(以下「事業者」という。)を選定等するため、長野市温湯地区温泉利用施設の整備等に関する P F I 事業の事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) アドバイザーの選定に関する事。
- (2) 実施方針の策定及び特定事業の選定に関する事。
- (3) 事業者の選定に関する事。
- (4) 提案者の審査及び評価に関する事。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第 3 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が必要と認める者

(任期)

第 4 委員の任期は、市と事業者との契約締結までの間とする。

(委員長)

第 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 委員会の庶務は、商工部観光課が行う。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 8 日から施行する。